

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	自動車臨時運行の許可		
根拠法令及び条項	道路運送車両法第34条第2項 蓮田市自動車臨時運行許可に関する規則第2条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 法第34条の規定による自動車の臨時運行の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の自動車臨時運行許可申請書を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請に際し自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。）の提示を求め、必要と認めるときは、当該申請者に対し本人である旨を証する書類又は当該申請に係る自動車と臨時運行に係る自動車との同一性を確認できる書面の提示を求めることができる。		
審査基準設定年月日	平成6年10月1日	審査基準最終変更年月日	
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 即日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	平成6年10月1日	標準処理期間最終変更年月日	
所管部署	総務部 市民課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。